

木更津工業高等専門学校課外活動方針

令和2年3月4日

運営協議会

木更津工業高等専門学校学友会部・同好会活動に関する申し合わせ（平成31年1月10日運営協議会承認）（以下、「申し合わせ」という。）第2号について、本校としての具体的な部・同好会活動の方針について、以下のとおり定める。

1. 課外活動の基本方針

本校の教育方針の1つである「人間形成」はすぐれた技術者として社会に貢献するためには日々務めなければならないものである。これは、勉学だけで達成することは難しく、課外活動その他に積極的、多角的に取り組むことによって成されるものである。そこで、本校として、学生には、課外活動への取り組みを積極的に奨励する。ただし、学生のみならず教職員、その他課外活動に関係するすべての人々にとって、バランスのとれた活動となり、また、様々なハラスメントが起こらない対策をとることに留意する。

2. 課外活動の原則

(1) 適切な指導

課外活動を通じて勉学では得られない楽しさや人間関係の難しさをはじめ、幅広くいろいろな事柄から学ぶ態度の育成を目指してもらいたい。また、活動内容については、学生および顧問の合議により、各部・同好会活動の実態や、学生の発達段階に応じて無理のない範囲で行われるよう配慮するものとする。顧問は、年度当初の年間活動計画及び毎月活動実績を学生係に提出するものとする。

(2) 適切な活動時間

独立行政法人国立高等専門学校機構学生支援・課外活動専門部会が策定した「高専における課外活動のあり方に関する総合的な方針」（平成31年3月25日開催の役員会・企画委員会における報告）に従い、令和2年度から、1週間のうち2日を休養に当てることと平日の活動時間は、概ね2時間程度、休日は、概ね3時間程度とすることを原則として実施する。ただし、練習試合、各種大会など諸事情のために集中して活動する必要がある時は、校長の許可（申し合わせ第1号の「特別活動願」を学生課に提出）を得て、活動を認める場合がある。その際その過剰な分の休養として、長期休みなどを利用するものとする。

また、課外活動時間は、中間試験、定期試験前1週間および試験期間中（最終日は除く）は、原則課外活動をしないこととする。

(3) 事故防止

活動内容や環境整備に注意し、事故防止に務めるとともに、危機管理マニュアルに基づいた緊急体制を整え、安心して安全な課外活動を推進する。

- ① 課外活動を行う際、少なくとも顧問の1名は活動現場に立ち会うものとする。ただし、活動現場にいられない場合は少なくとも校内にいるものとし、緊急の場合学生と連絡が直ちに取れるようにしておく。これらができない場合は、代理となる教員を置くものとする。代理となる教員を置けない場合は、その日の活動は、中止することとする。
- ② 部・同好会の部員1名以上は、学校が主催するAED講習会に年1回以上参加する。
- ③ 各部・同好会は学生と顧問間の緊急連絡網を構築しておくことが望ましい。
- ④ 熱中症予防について、暑さ指数(WBGT)に配慮して活動内容を調整し、学生の健康状態に十分留意した上で行うものとする。

(4) 顧問の体制

原則として、教員は、部・同好会の顧問を分担して受け持つこととする。また、複数顧問体制をできるだけ取るようにし、顧問間における役割や負担のバランスに配慮する。複数の部・同好会の顧問をする教員は、兼部・兼同好会の数を十分留意し、主顧問の担当は、原則として、1つの部または同好会とする。なお、特別な理由がある場合は、この限りではない。

(5) 顧問承諾書

本校では、毎年決められた期日までに各部・同好会の代表者(学生)は、顧問に就任してもらいたい教員に対し、承諾書に署名してもらう必要がある。その際、学生教員間で次年度の課外活動に関し、十分な話し合いをし、双方合意の上で署名するものとする。

(6) 新任教員

原則として、着任年度の後期から部・同好会の顧問ができるものとする。ただし、緊急に必要な場合は例外もあるものとする。また、新任教員が初めて引率する場合は、顧問2名以上で行くものとする。

(7) その他

上記以外のことに関しては、学生委員会で審議するものとする。また、課外活動方針については適宜見直すものとする。

附 記

この方針は、令和2年4月1日より実施する。